

# 令和4年度 第4回吹田市建築審査会議事録

開催日時 令和4年7月19日(火) 午前10時00分

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席委員 井上会長 澤田職務代理 谷川委員 加賀委員

## 建築審査会次第

### 1 議案審議

議案第5号

議案第6号

議案第7号

### 2 その他

会長 7名中4名の出席となるため、会議は成立しております。本日の議事録の署名は、加賀委員、澤田委員にお願いします。それでは、事務局の方より、第5号議案の説明をお願いします。

#### 第5号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 駅施設(昇降機棟)

該当適用条文 建築基準法第44条第1項第2号

会長 ただ今の事務局の説明についてのご質問、ご意見ございますか。

委員 今回の同意は、歩道上の通行に関して支障がないことを確認するものと考えていますが、申請者と道路管理者及び警察との協議内容を教えてください。

事務局 議事録には通行上支障がないと明記されている訳ではありませんが、建築することを前提に具体的な協議が行われています。

委員 既存のエレベーターも歩道上にあるのですか。また、既存のエレベーターを設置するときにも建築審査会で議論があったのですか

事務局 既存のエレベーターも歩道上にあります。当時の資料が残っていないためどのような議論があったかは把握していませんが、検討したうえで問題ないことを確認しているものと思います。

委員 建築審査会の同意を得て建築されているということですか。

事務局 既存のエレベーターについては、法第44条による許可申請がなされたという記録はありません。

委員 ○○駅周辺は人、自転車の通行及び車の交通量が非常に多い場所で、歩道の拡幅により車道幅が狭くなりますが、交通量調査等を行ったうえで問題ないと判断しているのでしょうか。それとも、単に通行できるから問題ないと判断しているのでしょうか。

事務局 交通量の調査は行っていませんが、車道の形状が変わることについて、申請者と警察が協議を行い、警察から問題ないという判断を頂いています。

委員 特定行政庁としては、何をもって問題ないと判断したのでしょうか。

事務局 特定行政庁として通行上支障がないと判断するにあたり、道路管理者及び警察との協議を参考にします。車道が狭くなることについては警察との協議で問題ないという判断を頂いており、また、歩道を拡幅することによりエレベーター設置後の歩道有効幅員は現状と変わらないため、問題ないと判断しています。

委員 現状の歩道幅員は有効で3.0m程度ですが、現状の通行量に対して支障がない歩道幅員と判断しているということでしょうか。

事務局 そのように判断しています。

委員 特定行政庁は何をもって通行上支障がないと判断されているのでしょうか。

事務局 申請者が道路管理者及び警察と協議を行った際の議事録の中で、車線の幅、位置が変わらないようにというやり取りや、花壇の移設に関して、エレベーター設置後の歩道幅員が3.0mあるので問題はないだろうというやり取りがあります。

委員 協議の中で、車線幅及び有効な歩道幅員に変更がないため、現状と比較して通行上支障がないと判断しているということでしょうか。

事務局 その通りです。

委員 歩道は、エレベーターの設置に合わせて拡幅するのでしょうか。資料には拡幅することの記載がなく、説明を聞いて初めて知りました。重要なことだと思いますので、資料に追記する必要があると思います。

事務局 議案書1ページ及び補足説明資料には記載しておりましたが、図面には明記しておりませんでした。

委員 歩道拡幅にあたり、花壇は撤去するのでしょうか。

事務局 エレベーターを設置する部分は撤去し、歩道拡幅部分については一部作り直します。

委員 今回申請するエレベーターは公益上必要な建築物と判断できますので、法第44条第1項第2号に該当すると思いますが、エレベーターについては全て同様の判断を行いますか。

事務局 設置する場所、趣旨を審査したうえで判断します。今回は駅舎に設置するため第2号と判断しましたが、公共用歩廊の一部とみなされる場合は第4号と判断します。

委員 道路管理者及び警察が通行上支障がないと判断しているので、特定行政庁としてもそう判断しているという理解で良いですか。通行量に対する必要な歩道幅員等を定めた基準があるのであれば教えてください。

- 事務局 道路管理者及び警察との協議は必要ですが、特定行政庁としても問題ないかどうかを審査しています。基準は定めていませんが、計画と現状を比較して、配置計画、歩道幅員等を見て支障がないか判断しています。  
今回の申請では、エレベーター設置後の有効歩道幅員が現状と変わらないため問題ないと判断しています。
- 委員 建築物の安全上の話は別ですが、通行上についての基準はないので道路管理者及び警察が通行上支障がないと判断しているのであれば、認めて良いと思います。必要な歩道幅員については現状の道路を造った者の判断であり、特定行政庁としては現状の有効歩道幅員より狭くならないことを確認しているということでしょうか。
- 事務局 道路管理者及び警察の許可が出るということは、通行上支障がないかどうかを審査して頂けているものと判断しています。特定行政庁としては、法第44条第1項各号の用途に該当するかどうかを審査し、建築物の構造上、今回は開口部に防火設備を設置することで道路上に火災の原因を作らないという安全面の強化を行い、許可しようとするものです。
- 委員 歩道幅員に関して道路管理者がどのような見解をもって問題ないと判断したのかが大事です。車道幅員のような交通の話と歩道幅員のような通行の話が混在していますので、整理をして、道路管理者が歩道幅員に関してどのような判断をしているのか等の情報を提示してもらおうと審議しやすいと思います。
- 事務局 承知しました。
- 委員 既存のエレベーターは許可を取っていないということですが、許可が不要だったということですか。
- 事務局 許可の履歴がないので、いつ設置されたのかも把握しておりません。
- 委員 歩道橋も本来許可が必要ではありませんか。
- 事務局 道路管理者が設置するものは道路構造物となるため、建築許可は不要です。今回の申請は〇〇が設置するエレベーターとなるため、建築許可申請が必要になります。
- 委員 主体によって違うということですね。屋根の排水はどこに流しますか。
- 事務局 1階の屋根については、道路の雨水枡に流します。2階の屋根については、歩道橋の屋根に流します。なお、歩道橋の屋根の雨水は、〇〇ビルの敷地内にある雨水枡に流します。
- 委員 樋からの雨水を道路に直接流していないかを確認したいため、雨水の放流先を図面に記載してください。建築物の構造はどのようになっていますか。
- 事務局 今回は防火地域内であるため、法律上で準耐火建築物以上が求められます。
- 委員 補足説明資料に開口部に防火設備を設置することとありますが、これはどういう意図ですか。
- 事務局 道路内の建築物であるため、延焼線の考え方がなくなります。そのため、開口部から火が漏れ出ないように全ての開口部に防火設備を求めています。

委員 申請者は〇〇ですが、申請者が設置、所有及び管理を行うということで間違いないですか。

事務局 その通りです。

委員 前例及び基準がないため、エレベーターは公益性があるのか、エレベーターがあることにより通行上支障がないのか、エレベーターの前に人が滞留することで歩道幅が制限されるのか等の点についても考えなければならないのか、我々建築審査会の審議の範疇を超えるのではないのか、では我々はどこまで議論すべきなのか、これらについてこれから議論をする必要があると思いました。

会長 他にご質問はございませんか。ないようですので、議案第5号について決議を取ります。皆様、同意ということによろしいでしょうか。

一同 異議なし。

会長 全員一致で、「同意」するものといたします。

会長 それでは事務局より第6号議案、第7号議案の説明をお願いします。

第6号議案説明

申請者 〇〇〇〇

申請地 〇〇〇〇

予定建築物 喫煙所

該当適用条文 建築基準法第44条第1項第2号

第7号議案説明

申請者 〇〇〇〇

申請地 〇〇〇〇

予定建築物 喫煙所

該当適用条文 建築基準法第44条第1項第2号

会長 ただ今の事務局の説明についてのご質問、ご意見ございますか。

委員 第6号議案及び第7号議案について、この場所を選んだ理由、また、第7号議案は現状よりも通路幅員が狭くなりますが、通行上支障がないと判断した理由を教えてください。

事務局 選定場所の理由について、第6号議案については、既存の青空喫煙所がありますが、におい等の苦情も多かったことから同じ場所で屋内型喫煙所に更新する計画となっています。第7号議案については、吹田市が管理する土地で、利用してもらうために人目に付きやすい場所を選定した結果、今回の申請地となりました。また、第7号議案については階段及びエレベーターの壁に囲まれた場所であるため、喫煙所を設置しても残りの通路幅員で通行することに支障がないと判

断しました。

- 委員 特定行政庁として通路幅員に対する基準を持っていますか。
- 事務局 数値基準等はなく、個別に判断しています。
- 委員 第6号議案は、既存の青空喫煙所を設置する時に建築審査会の同意は取っていたのですか。
- 事務局 既存の喫煙所は屋根がなく、建築物ではないため、法第44条による許可申請は不要です。
- 委員 道路管理者及び警察との協議内容について教えてください。
- 事務局 道路管理者との協議では、道路の占用許可を申請するようにと指示されています。警察との協議録には、占用許可を取得するのであれば問題ないと記載されています。配置計画等の具体的な議論は議事録に記載されていません。
- 委員 道路管理者及び警察が問題ないと判断しているため、特定行政庁としても問題ないという議案書に見えます。個別に判断ということですが、何を確かしているのでしょうか。また、建築審査会では、何を確かしたら良いのでしょうか。
- 事務局 用途上適切であるか、構造上問題ないかという点を見るべきだと考えます。その中で、道路管理者及び警察と通行上支障がないかどうかの協議を済ませていることが大事になってくると考えます。通行上支障がある場所で占用許可をすることはないと吹田市土木部に確認していますので、道路管理者の方で審査していると判断して良いと考えています。
- 委員 協議があったことが大事なのではなく、道路管理者及び警察が問題ないと判断した理由が大事だと思います。
- 事務局 今回の申請について、具体的な協議の中身は確認できておりません。
- 委員 卒煙支援ブースとはどのようなものでしょうか。目的及び法第44条に記載の公益上必要な建築物と判断している理由を教えてください。
- 事務局 現状、吹田市内の主要駅周辺は路上喫煙禁止地区に指定されているため、市指定の喫煙所を設置しています。路上喫煙の課題解決のためには駅に近く利用しやすい場所に喫煙所を設置する必要がありますが、受動喫煙を心配する声もあります。今回申請する屋内型喫煙所は、受動喫煙に配慮されており、路上喫煙の防止にも役立つものと考えます。また、喫煙所の中では、禁煙を促すための取り組みも実施されます。以上の理由から公益性があるものと考えています。
- 委員 卒煙支援ブースの目的は、煙草を吸わせる場所の提供、又は煙草をやめることに対する支援のどちらでしょうか。
- 事務局 一番の目的は分煙です。屋内型喫煙所を設置することにより、路上喫煙、受動喫煙に対して配慮するとともに、禁煙を促す取り組みも同時に行います。
- 委員 既存の青空喫煙所はパチンコ屋に隣接しており、卒煙支援を目的とする場合は特定の店の利用者に向けたものと捉えられてしまいます。受動喫煙の防止ということであれば市民の方の公共の利益になるため問題ないと思いますが、計画の主体はどうなっていますか。また設置する場所は路上喫煙禁止地区内にあり

ますか。

事務局 喫煙所を設置する場所は路上喫煙禁止地区内となります。主体については吹田市となっております。なお、管理については警備会社に委託します。

委員 主体がJTということであれば難しいと思いますが、今回の申請は路上喫煙禁止地区内で吹田市が設置し管理する施設ということなので、認めても良いと思います。議案第6号について、申請地北側に伸びている通路は道路ですか。

事務局 ○○の建築敷地となっております。

委員 道路が申請地北側に伸びているのであれば今回の配置は通行上支障がないとは判断できませんが、建築敷地なのであれば問題ないと思います。議案第6号は駅前広場の端になるため通行上支障がないと判断できます。議案第7号は、エレベーター横の通路幅が現状の有効幅員でしょうか。

事務局 その通りです。喫煙所を設置した後の有効幅員よりも、既存のエレベーター横の通路幅員の方が狭いです。

委員 現状の有効通路幅員を狭くしないということですね。今回の申請は、設置者、建物所有者及び一部業務委託するとしても管理者も吹田市ということによろしいですか。将来的にパチンコ屋に管理させるということはないですよ。

事務局 設置、所有、管理ともに吹田市となります。

委員 敷地設定において、敷地境界線は道路境界線になるのですか。

事務局 隣地境界線ではないので、道路境界線と明記しています。

委員 室外機が敷地設定内にあるかを確認してください。今後は排水経路も配置図に明記してください。

事務局 承知しました。

会長 公益上必要な建築物というのは意見が分かれるところではあります。今後、同じものが申請されたとしても、今回の申請が前提となって同意が保証されるものではないということをお願い申し上げます。

他にご質問はございませんか。ないようですので、議案第6号、議案第7号について決議を取ります。皆様、同意ということによろしいでしょうか。

一同 異議なし。

会長 全員一致で、「同意」するものといたします。

事務局 次回の日程は現在調整中です。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に関する社会状況に鑑み、開催方法について変更のお願いをすることがあり得ますのでご承知ください。

会長 それでは、以上をもちまして第4回建築審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。